

重要事項説明書

地域密着型通所介護

介護予防通所介護相当サービス



利用者:

様

事業者:株式会社スマイルフェア地域密着型通所介護

介護予防通所介護相当サービス

デイサービスおいでん!2丁目

(事業の目的)

株式会社スマイルフェアが開設するデイサービスおいでん！2丁目（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防通所介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とします。

(運営の方針)

地域密着型通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

介護予防通所介護相当サービスの提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりです。

名称	デイサービスおいでん！2丁目		
事業所番号	2374300909	総合事業	23A43000
所在地	愛知県知多市にしの台2丁目312番地		
電話番号	 0562-38-7227	FAX	0562-38-7226

(職員の職種、員数及び職務の内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりです。

管理者 1名 (常勤兼務・介護職員兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

生活相談員 2名 (常勤兼務1名・非常勤兼務1名・介護職員兼務)

介護職員 8名 (常勤兼務2名・うち1名管理者兼務・うち1名生活相談員兼務、
非常勤兼務1名・生活相談員兼務、非常勤専従5名)

機能訓練指導員 1名 (非常勤兼務・看護職員兼務)

看護職員 2名 (非常勤専従1名、非常勤兼務1名・機能訓練指導員と兼務)

看護師は利用者様の体調管理バイタル測定を行う。医療相談実施

従業者は、地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりです。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 9時30分から16時40分までとする。

(地域密着型通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業の利用定員)

地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの利用定員は次のとおりとします。

1単位 15名 (小規模)

(地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの内容)

地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの内容は次のとおりとし、地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。また介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、知多北部広域

連合の定める額とし、利用者が当該介護予防通所介護相当サービスに係る第1号事業支給費の支給を受けられる者であるときは、知多北部広域連合の定める額に当該利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴（一般浴）
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎

(地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの料金等)

基本額（介護保険適用分）介護予防通所相当サービス

	1日あたりの自己負担	1ヶ月あたりの自己負担（1割負担）
要支援1・事業対象者（週1回程度の利用）	/	1798単位/月
要支援2・事業対象者（週2回程度の利用）		3621単位/月

- (1)若年性認知症利用者受入加算 240単位 加算
- (2)サービス提供体制強化加算I 要支援1・事業対象者（週1回程度の利用）
72単位/月 加算
要支援2・事業対象者（週2回程度の利用）
144単位/月 加算
- (3)介護職員処遇改善加算 (I) 1か月の利用料金合計の9.2%

介護サービス

	1日あたりの自己負担	1ヶ月あたりの自己負担
要介護1	753単位/1日	1日あたりの自己負担 × 利用日数
要介護2	890単位/1日	
要介護3	1032単位/1日	
要介護4	1172単位/1日	
要介護5	1312単位/1日	

- 入浴介助体制 50単位/回 加算
- 若年性認知症利用者受入加算 60単位/日 加算
- サービス提供体制強化加算I 18単位/日 加算

介護職員処遇改善加算 (I) 1 か月の利用料金合計の 9.2%

送迎を行わない場合 -47 単位/片道減算

地域区分別単価として7級地（知多市）は厚生労働省が定める1単位の単価10.14円での算定です。

(介護保険の給付対象とならないサービス)

① 通常の事業実施地域外への送迎

通常の事業の実施地域を越えて行う地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル未満360円、片道2キロメートル以上450円、片道10キロメートル以上560円徴収します。

② 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、30分あたり500円を徴収します。

③ 食費は、600円を徴収します。(おやつ含む)

④ レク活動費は、1回/50円を徴収します。(希望者のみ)

⑤ 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収します。

⑥ 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとします。

⑦ リハビリパンツ150円 パット50円 デイサービス利用中不足した際徴収する。

(後日同等な物を返却していただければ徴収しない)

(利用料金の支払い方法)

利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計額を請求します。

請求月の27日までに利用者様が指定する口座からの自動振替で支払いください。

(口座振替(料金自動引き落とし)で、口座振替申込書を提出いただく時期によっては、引き落とし処理が間に合わず、現金にて請求をさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。)

(サービスの中止)

利用者は、事業者に対し、サービス実施日の前日の午後5時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

利用者が、サービス実施日の前日の午後5時までに通知することなくサービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して、利用料金の全部をキャンセル料として請求することができます。ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。サービス実施日以外で入院をされた場合には、サービス実施予定日前日までに事業者に連絡をしてください。

(緊急時等における対応方法)

生活相談員等は、地域密着型通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告します。

(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、知多北部広域連合内（大府市、知多市、東浦町、東海市）の区域です。

(運営推進会議の設置・開催（地域との連携等）)

事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

地域密着型通所介護又は介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護、介護予防通所介護相当サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6カ月に1回以上、運営推進会議に対し活動報告、サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示をします。また、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示をします。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出てください。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用してください。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があります。

(非常災害対策)

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行います。

(苦情の受付について)

当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員：森田 昭子 新美 光 不在時 管理者：木下 美枝子

○受付時間

月曜日から土曜日 8時30分から17時30分

○連絡先

電話:0562-38-7227

FAX:0562-38-7226

行政機関その他苦情受付期間

愛知県国民保険団体連合会 052-971-4165

愛知県国民保険団体連合会	052-971-4165	東海市 市民福祉部高齢者支援課	052-689-1600
知多北部広域連合	052-689-2263	大府市 福祉子ども部高齢障がい支援課	0562-47-2111
東浦町 健康福祉部福祉課	0562-83-3111	知多市 健康福祉部長寿課	0562-33-3151

(事故発生時の対応)

サービスの提供にともなって、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼし法律上の損害賠償責任があった場合に利用者へ損害を賠償します。ただし、天災または利用者の故意によるもの等利用者に過失がある場合には、損害額を減ずることがあります。

(秘密の保持)

事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

ただし、介護保険事業より利用者の介護に関する事業者間の連絡調整のため開催されるサービス担当者会議において必要がある場合は、限定的な範囲で利用者及びその家族の個人情報を提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

(業務継続計画の策定)

第15条 感染症や大規模災害が発生した場合も利用者がサービス提供を受けられるよう、業務継続計画の策定し、従業者に研修や訓練を実施し記録保管を行う。

(感染症予防及びびまん延防止について)

第16条 事業所において感染症が発症し、またはまん延しないように次の措置を講じる。

- (ア) 感染症予防まん延防止対策委員会を6か月に1回程度開催。
- (イ) 感染症予防まん延防止のための指針を整備する。
- (ウ) 感染症予防まん延防止のための研修会と訓練を定期的に実施する。

(虐待防止のために必要な措置)

第17条 虐待防止のために次の必要な措置を講じる。

- ① 虐待防止対策委員会を定期的に開催する。

- ② 虐待防止のための指針を整備し、研修会を定期的を開催する。
- ③ 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置。

(身体拘束防止の対応)

第18条

- ① 緊急や無負えず身体拘束を実施するにあたっては、切迫性・非代替性・一時性の三要件の検証にかかるカンファレンスの実施と記録を残す。
- ② 身体拘束を行う場合には定期的にカンファレンスを開催し、経過観察・再検討を記録する
- ③ 身体拘束を行った場合、その態様及び時間、心身の状況並びにやむを得ない理由を記録

平成 年 月 日

地域密着型通所介護、介護予防通所介護相当サービスの提供開始にあたり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

【事業者】 法人名 株式会社スマイルフェア
所在地 愛知県知多市八幡汐海道 146 番地
代表者名 取締役社長 森田俊介

【説明者】 事業所名 デイサービスおいでん！2丁目

氏名 印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

【利用者】

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印

続 柄